

## 行政情報番組伊吹山テレビ広告放送要領

(趣旨)

第1条 この要領は、米原市行政情報番組伊吹山テレビ（以下「伊吹山テレビ」という。）の広告放送の申請手続、放送決定に関する取扱い等について、米原市広告掲載要綱（平成18年米原市告示第119号。以下「要綱」という。）および米原市広告掲載ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告放送の範囲)

第2条 伊吹山テレビにおいて放送できる広告の範囲は、要綱第4条およびガイドラインに定めるもののほか、社団法人日本ケーブルテレビ連盟が定める有線テレビジョン放送サービスの広告表示に関する自主基準及びガイドラインを準用するものとする。

(広告放送の種類、規格、放送期間および放送料金)

第3条 伊吹山テレビにおける広告放送の種類、規格、放送期間および放送料金は、次表のとおりとする。

種類	規格		放送期間	広告掲載料 (1放送期間 当たり)
	時間	データ形式		
文字放送	30秒	画像データは縦500ピクセル×横800ピクセルでJPEG形式とし、音声データは放送原稿（110字以内）に基づいて市で収録する。	希望日から1週間	2,000円
動画放送	15秒	動画データはWMV形式またはMP4形式とする。	更新日（毎週金曜日）から1週間。ただし、年末年始の期間は除く。	10,000円
	30秒			20,000円

2 前項の規定にかかわらず、放送期間内に市議会の中継または自然災害等による市の緊急放送の実施または放送の受信障害等の理由により広告放送を行えない場合であっても、その期間は広告の放送期間に含むものとする。

(広告放送の周知)

第4条 市は、伊吹山テレビの広告放送について、広報、公式ウェブサイトおよび伊吹山テレビにより周知するものとする。

(広告放送の申請等)

第5条 伊吹山テレビの広告放送を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、電子媒体またはオンラインストレージサービスにより、行政情報番組伊吹山テレビ広告放送申請書（様式第1

号)に、文字放送用の画像および放送原稿データ(110字以内)または動画放送用の動画データを添えて提出し、事前に市長に申請しなければならない。

2 申請者は、前項の画像または動画のデータに用いられる映像、音声等の一切を自ら用意しなければならない。この場合において、権利使用料等が発生する著作物は、著作者の許可を得て使用する場合を除き使用してはならない。

3 申請者は、権利使用料等が発生する著作物を使用する場合は、その著作物に係る権利処理について、一切の責任を負うものとする。

4 広告の放送期間は1回当たり1週間とし、申請者は放送期間を連続して複数回にわたり申請することができる。

(広告放送の決定等)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに当該申請の内容を審査し、広告放送の可否を決定したときは、行政情報番組伊吹山テレビ広告放送許可(不許可)決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による広告放送の許可を受けた者(以下「広告主」という。)は、前項の許可を受けた後に広告放送を行う画像および動画の変更を行うことはできない。

(広告放送期間の延長)

第7条 広告主は、広告放送期間を延長しようとするときは、事前に行政情報番組伊吹山テレビ広告放送延長承認申請書(様式第3号)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による延長申請があったときは、速やかに当該延長申請の内容を審査し、延長の可否を決定したときは、行政情報番組伊吹山テレビ広告放送延長承認(不承認)通知書(様式第4号)により当該広告主に通知するものとする。

3 前項の規定により広告放送の延長を承認された者は、当該延長に係る広告掲載料を納付しなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、広告主と市が別途協議する。

付 則

この要領は、令和5年1月30日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。